

CONTENTS

● MIDI Meetup 2025 報告	1~2
● 東京楽器博 2025 報告	1, 3
● サブスクリプションサービスの規定について	4~5
● AMEI 会員名簿・令和8年度 MIDI 検定告知	6

MIDI Meetup 2025

～MIDI/MIDI 2.0 の今を体～

最新のMIDIを知ることができる究極のテックイベントを東京で開催!!

開催日 **2025年10月27日(月)**

会場 **Artware Hub**
(新宿区西早稲田)



2025東京楽器博

見て、聴いて、弾いて、叩いて、最高の楽器体験を。

2025年11月1日(土)～2日(日)

科学技術館(千代田区)

開催日

会場



— MIDI規格団体と開発者やユーザーとの対話の機会 —

MIDI 規格委員会 委員長 三浦 大輔

2025年10月27日、東京・西早稲田の Artware Hub KAKEHASHI MEMORIAL にて、「MIDI Meetup 2025」を開催しました。本イベントは、AMEI、The MIDI Association、公益財団法人かけはし芸術文化振興財団の共催により実現したもので、MIDI/MIDI 2.0 規格の最前線を体験・共有する場として、多くの開発者やクリエイターが参加しました。

イベントは二部構成とし、前半は The MIDI Association 主催の「MIDI Innovation Awards」の受賞作品紹介および受賞セレモニーを行い、後半は MIDI 2.0 の最新技術動向を解説する Tech Talk セッションを実施しました。

会場には MIDI 2.0 対応製品や受賞作品を展示し、参加者は実際に展示品に触りながら開発者と MIDI 2.0 の機能について会話できる場となりました。



Tech Talk セッションでは、MIDI 2.0 Protocol における高解像度表現、Profile (Piano Profile、Drum Profile)、Property Exchange、Standard MIDI File 2 (SMF2) といった MIDI 2.0 の基本的なトピックに加え、OS や DAW を含む MIDI 2.0 対応状況について紹介しました。特に、Windows における MIDI 2.0 対応の進展は、MIDI 2.0 が実運用フェーズへと移行しつつある現状を印象づける内容となりました。

本イベントは、MIDI 2.0 の技術的理解を深めるだけでなく、開発者同士、さらには標準化団体との直接的な交流を通じて、今後の MIDI エコシステムを共に考える貴重な機会となりました。



— 楽器ユーザーへ向けたMIDI 2.0最新動向の発信 —

MIDI規格委員会 委員長 三浦大輔

2025年11月1日・2日に科学技術館で開催された「東京楽器博 2025」では、The MIDI Associationのブース展示、AMEIとThe MIDI Association共同による「AMEI MIDI 2.0セミナー」を実施しました。The MIDI Associationはブースを構え、MIDI Innovation Awards受賞作品の展示を行い、多くの来場者にMIDIの可能性について体感していただくことができました。



セミナーは、一般の楽器ユーザーや音楽制作者に向けて、MIDI 2.0の最新状況を分かりやすく紹介することを目的としたもので、AMEIとThe MIDI Associationの連携のもと、MIDI 2.0の全体像と現在地を整理しました。両MIDI規格団体の歴史、連携についてあらためて紹介するとともに、OSのMIDI 2.0対応状況、Piano Profile、Drum Profileの策定状況、SMF2、DAWワーキンググループの活動、対応製品の広がりなど、規格の開発・標準化の両面から最新情報を紹介しました。

これにより、来場者が「MIDI 2.0で何が変わるのか」を具体的にイメージできる内容とし、MIDI 2.0によって今後の演奏表現や音楽制作がどのように拡張していくのかを、より身近に感じていただく機会となりました。



おわりに

— 標準化から体験へ、そして未来へ —

二つのイベントを通じて共通して示されたのは、MIDI 2.0が着実に「使われる規格」へと進化しているという事実です。

AMEIは今後もThe MIDI Associationと連携しながら、MIDI規格の普及と発展を支え、音楽表現と音楽産業の未来に貢献していきます。

サブスクリプションサービスの著作権使用料の規定について

著作権・ソフト委員会 副委員長 堀江 康明

1 ▶ はじめに

AMEI 著作権ソフト委員会がその活動に参画する、音楽配信事業の利用者代表であるネットワーク著作権連絡協議会 (NMRC) は、一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) と 2015 年にサブスクリプションサービス著作権使用許諾ルールと使用料規定について協議を行い、また、2016 年に株式会社 NexTone (NexTone) と現行の規定について協議を行い、著作権等管理事業者それぞれの使用料規程が運用開始となりました。その運用開始から 2025 年で 10 年となり、その間に配信環境・ビジネス環境も変化したこと、それに加えて規程制定時に未整理の部分があったこともあり、利用者側の観点からも各管理事業者の使用料規程の見直しの検討や再整理を推進する必要性があるといえます。

本稿においてはサブスクリプションサービスに関する AMEI・NMRC 内での検討状況と著作権等管理事業者との意見交換の現状についてご説明させていただきます。

2 ▶ サブスクリプションとは何か

サブスクリプションサービスの配信環境・ビジネス環境の変化を論じるにあたって、まず考えなくてはならないのは、「サブスクリプションとは何か?」という点です。英語の「Subscribe」は「課金」という意味にすぎず、この課金がどのような形で著作物の使用料評価に影響するのかということが実は不明なままとなっています。つまり、サブスクリプションサービスの著作物使用ルールや使用料率というのは、著作権支分権の演奏権に基づくものなのか、複製権に基づくものなのか、公衆送信権に基づくものなのか、はたまた貸与権や出版権に基づくものなのか、これらが複合的に組み合わさった利用形態であるとしたら、どのくらいの割合で各支分権が組み合わさっているのか、そういったことの整理が必要と考えます。著作権等管理事業者との 2015 年・2016 年の協議においてもこの点が深掘りできていませんでした。著作権ソフト委員会では、2 年ほど前からこの問題についての検討をしてきました。特に、NexTone の使用料規程協議において、可視的利用のサブスクリプションサービスという項目があり、規定制定当時は該当する具体的

サービスが判然としなかったために、音楽電子出版部会においてこの点をトリガーとして、「サブスクリプションとは何か」ということを検討して来ました。この検討自体はまだ結論には至っていませんが、いくつか課題が見えてきていると考えます。

3 ▶ サブスクリプションの使用料規定の歴史

JASRAC の使用料規程に「サブスクリプション」という項目ができるきっかけになったのは Napstar のサービス開始だったと記憶しています。Napstar の音楽配信サービスは WMA 形式の音楽原盤ファイルの月額定額制配信サービスでした。この月額定額での音声ファイル配信サービスを「サブスクリプションサービス」と呼称したのが最初ですが、当時はまだ着信メロディ配信サービスが多数あり、着信メロディでも月額定額制取り放題 (ダウンロード) サービスがありました。着信メロディもサブスクリプションも同じ月額定額制で曲数制限のないダウンロードサービスでありつつ、着信メロディ配信と音声ファイル配信でのビジネスモデルの棲み分けがあったために、「月額定額制での音声ファイル配信サービス」というのが、なんとなく「サブスクリプション」という位置づけになっていました。かつては、この Napstar 型サブスクリプションを想定して、JASRAC の使用料規程にサブスクリプション規定が整備された経緯があります。JASRAC の使用料規程・音楽利用の手引きでは、サブスクリプションとは「サービス登録会員を対象とした聴き放題 (見放題) サービス、またはそれに準じたサービスにより、サービス登録期間中に限り、楽曲データ、音声番組、またはコンテンツを受信者に選択させる方法等により利用させる形態をいい、一斉送信型を除く。」と説明されています。この点に鑑みると、サブスクリプションと着信メロディ月額取り放題との違いは、「サービス登録期間中に限り」という部分のように思えます。しかし、かつて AMEI 著作権ソフト委員会からも意見を提出し、NMRC で取りまとめた「所有と利用」概念においては、着信メロディのダウンロードはパーマネントダウンロードであり、一度購入したら永続的に利用できる「所有」である反面、サブスクリプションはサービス登録期間中に限って著作物を享受できる「利用」概念に分類されるも

のであるところ、永久利用の「所有」より契約期間限定利用である「利用」の方が使用料率で上回るという状況が起きていることについて説明ができない状態となっています。

4 ▶ 2つのサブスクリプション

もう一点、JASRACの使用料規程の中においても、実はサブスクリプションというサービスが2種類存在します。一つは2015年の規定改定で登場し、現在一般的に言われる新しい形態のサブスクリプションサービスで、もう一つは2015年の規程改定以前からあるNapstar型のサブスクリプションサービスです。前者は、使用料規程第11節1(1)「リスニング用、カラオケ用、着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合」の規定の中に、ダウンロード形式・ストリーム

形式と同じレベルで並行する形でサブスクリプションが存在します。後者は、使用料規程第11節1(2)の「歌詞または楽曲を文字、楽譜等により可視的に利用する配信」および1(3)の「音楽以外の著作物を利用することを主たる目的として配信する場合」の規定内にあり、配信形式はダウンロード形式とストリーム形式に二分されたうえで、ダウンロード形式のなかにサブスクリプションモデルが存在しています。

分かりやすく図示すると、1(1)では①ダウンロード形式・②ストリーム形式・③サブスクリプションの3カテゴリーなのに対して、1(2)・1(3)とでは、ダウンロード形式とストリーム形式の2つの配信形式しかなく、サブスクリプションモデルはダウンロード形式のなかのサブカテゴリーになっています。

このように規程内に2種類のサブスクリプションがあるのが現状です。

(1) 商用配信（リスニング用、カラオケ用、着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合）

- ① ダウンロード形式
- ② ストリーム形式
- ③ **サブスクリプション**

(2) 商用配信（(1)のうち、歌詞または楽曲を文字、楽譜等により可視的に利用する配信）

- ① ダウンロード形式、またはデータを受信側のプリンタで印刷することが可能なストリーム形式
 - (ア) 楽曲データを配信する場合
 - (イ) 受信側のプリンタで印刷することが可能な**サブスクリプション**
 - (ウ) 受信側のプリンタで印刷することができない**サブスクリプション**
- ② データを受信側のプリンタで印刷することができないストリーム形式

(3) 商用配信（音楽以外の著作物を利用することを主たる目的として配信する場合）

- ① ダウンロード形式
 - (ア) 再生可能な期間等に制限がない場合
 - (イ) 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において～
 - (ウ) 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において～
 - (エ) **サブスクリプション**の月額使用料は以下のとおりとする。
- ② ストリーム形式

上記の二点を鑑みて、AMEIの中での「サブスクリプションとは何か」を、今後も理論的に検討しておく必要があると考えます。

5 ▶ 今後の展望

NMRCは、まだ著作権等管理事業者と具体的な規定に関する協議には入っておらず、配信環境やビジネスモデルの変化についての意見交換をしている段階で、

AMEI会員各社に現時点においては共有すべき事項はありません。

しかし、Napstarで登場したサブスクリプションモデルについては、配信環境やビジネスモデルの変容はあるものの、著作権等管理事業者の使用許諾の対象およびその対価としての使用料は、著作権の支分権に基づくものということは変わらず、引き続き著作権ソフト委員会での検討を継続するとともに、NMRCを通じて著作権等管理事業者との会話を継続していきます。

会員名簿

50音順 2026年3月1日現在

あ	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社シンクパワー 	ふ	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社フェイス
<ul style="list-style-type: none"> AlphaTheta 株式会社 	す	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社ズーム 	や
い	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社インターネット 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社鈴木楽器製作所 	<ul style="list-style-type: none"> ヤマハ株式会社
え	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社エクシング 	た	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社ヤマハミュージックエンタテインメント
<ul style="list-style-type: none"> 株式会社エクシング 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社第一興商 	<ul style="list-style-type: none"> ホールディングス 	
か	<ul style="list-style-type: none"> カシオ計算機株式会社 	て	<ul style="list-style-type: none"> ティアック株式会社
<ul style="list-style-type: none"> 株式会社河合楽器製作所 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社ティーフアブワークス 	ろ	<ul style="list-style-type: none"> ローランド株式会社
			〈正会員会社 23 社〉
く	<ul style="list-style-type: none"> クリプトン・フューチャー・メディア株式会社 	な	
<ul style="list-style-type: none"> クリムゾンテクノロジー株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 nana music 	* 賛助会員	
こ	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社コルグ 	に	<ul style="list-style-type: none"> 中音公司 (中華人民共和国)
<ul style="list-style-type: none"> 株式会社コルグ 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社博秀工芸 	
し	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社シーミュージック 	は	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社ミュージックトレード社
<ul style="list-style-type: none"> 学校法人尚美学園 	<ul style="list-style-type: none"> パイオニア株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社リットーミュージック 	〈賛助会員会社 4 社〉

令和8年度 「MIDI検定」

—ミュージッククリエイターのためのライセンス制度—

MIDI検定 試験	1級試験	2026年 8月7日(金)～8月17日(月)
	3級試験	2026年12月6日(日)
	2級1次(筆記)	〃 (日)
	2級2次試験	2027年2月13日(土)～2月15日(月)

指導者認定 講座	4級指導者認定講座	2026年5月31日(日)
	3級指導者認定講座	2026年7月26日(日)
	2級指導者認定講座	2026年9月27日(日)

AMEI NEWS Vol.87 / 2026.3.9
 一般社団法人音楽電子事業協会 機関誌
 発行：一般社団法人音楽電子事業協会 事務局
 〒101-0061
 東京都千代田区神田三崎町 2-16-9 イトービル 4F
 TEL.03-5226-8550 FAX.03-5226-8549
 発行人：下山 恒一
 編集人：石黒 士郎 (広報委員会)
 編集協力：株式会社 博秀工芸
 ホームページアドレス：
<http://www.amei.or.jp/>

